

お知らせ版

新型コロナウイルス感染症

国保傷病手当金 適用期間を延長

国民健康保険に加入している人のうち、事業主から給与などの支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染(疑い含む)のため、勤務することができず、給与などの全部または一部を受けられない場合に「傷病手当金」が支給されます。

■適用期間

【従来】9月30日(水) 【変更後】12月31日(木)

※入院が継続する場合は、最長1年6か月まで

《後期高齢者医療保険の傷病手当金》

後期高齢者医療保険の被保険者についても、国民健康保険と同様に適用期間が12月31日(木)までに延長となります。

■問い合わせ

住民生活課国保住民班 (☎ 42-2111 内線 212)

新型コロナウイルス感染症

ご相談ください 国保税減免制度

■減免対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
 - ② 同感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」)のうち、いずれかの収入の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯
- ア 事業収入等のいずれかの減少額が、令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- イ 令和元年の合計所得金額が、1,000万円以下
- ウ アの減少が見込まれる当該事業収入等の所得以外の令和元年の所得合計金額が、400万円以下

■減免対象保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限(年金より保険税が天引きされている場合は年金支払日)が設定されているもの

■申請期限

各納期限前までに申請書などの提出が必要となります(申請書は税務会計課にあります)。同感染症の影響により申請できなかった場合を除き、納期限を過ぎたものは減免の対象となりませんので、お早めにご相談ください。

《後期高齢者医療保険の減免》

後期高齢者医療保険の減免についても、前述の内容と同様です。

■問い合わせ

税務会計課税務徴収班 (☎ 42-2111 内線 232)

新型コロナウイルス感染症

徴収猶予の特例制度 申請は税務会計課で

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納付し、または納入を行うことが困難である人。

■徴収猶予の特例制度の概要

- 対象 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する各種村税
- 猶予期間 納期限から1年以内
- 延滞金 全額免除
- 担保 不要
- 申請期限 各納期限までに申請が必要です。
- 申請書類 申請書のほか、収入や現金・預金の状況が分かる資料を提出いただきます。

■問い合わせ

税務会計課税務徴収班 (☎ 42-2111 内線 223)

村営・若者住宅 入居希望者募集

■募集要項

【募集住宅】

- 村営住宅第1川向団地（木造平屋2LDK）…1戸
 - 戸田若者定住促進住宅（木造平屋2LDK）…1棟
- ※川向団地は給湯器がありません

【入居時期】 10月中旬～下旬

【家賃】 世帯の所得および入居世帯員構成に応じて決定します（入居後も変動あり）。

【敷金】 家賃の3か月分

【連帯保証人】 村内に住居する2人（若者定住促進住宅は1人）が必要となります。

■入居資格

【村営住宅】 ①現に同居し、または同居しようとする親族がある人。②現に住居に困窮していること。③政令で定める収入基準に適合していること。④国税・地方税など滞納していないこと。

【定住促進住宅】

- ①現に同居し、または同居しようとする配偶者があり、40歳以下の者で構成する世帯。②将来にわたり九戸村に住居する者であること。③国税・地方税など滞納していないこと。④自ら居住するための住宅を必要とする人。⑤定められた家賃および敷金を支払う能力がある人。

■募集期間 9月16日（水）～9月30日（水）

午前8時30分～午後5時30分

※土日祝除きます。また、先着順ではありません。

■必要書類

- ①入居申込書（役場農林建設課にあります）
- ②住民票（入居希望者全員の本籍、続柄が表示されたもの）
- ③令和2年度所得証明書（入居希望者全員分）
- ④令和元年度納税証明書（入居希望者全員分）

■申し込み・問い合わせ 農林建設課地域整備班（☎42-2111内線283）



総合発展計画に関する アンケートにご協力を

新しい「九戸村総合発展計画」は、村のさまざまな計画の最上位に位置付けられ、村の行うあらゆる施策や事業の基本となる重要な計画です。村では、本年度において令和3年度から10年間における村の方向性、5年間における主要な施策や事業を盛り込む新しい「九戸村総合発展計画」を策定します。

アンケート調査は、計画策定の基礎資料として実施するもので、村内に住んでいる18歳以上の2,000人を住民基本台帳から無作為に抽出させていただきました。無作為抽出のため、同一世帯に複数の用紙が届きましても、それぞれ回答にご協力をお願いします。

アンケートの主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

■調査方法 各班の班長から対象者へ送付されます。

■回収方法 アンケート調査票に同封された返信用封筒に調査票を入れ、封をして各班の班長へ届けるか、役場総務企画課地域振興班もしくは戸田・江刺家支所に提出してください。

■提出期限 9月30日（水）

■問い合わせ 総務企画課地域振興班（☎42-2111内線171）

イベント中止情報

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントをお知らせします。

ご理解ご協力をお願いいたします。

- 9月20日（日）創造館まつり
- 10月30日（金）～11月1日（日）・3日（火）村産業芸術文化まつり

お詫びと訂正

広報くのへ8月号8頁の「こども園で七夕お飾り会」の記事で、山本大翔君（4）と表記しましたが、正しくは柳平蒼心君（4）でした。

お詫びして訂正します。